

船橋福祉相談協議会

ニュース

(11/11 講演会・シンポジウム報告)



第17号

発行者 特定非営利活動法人
船橋福祉相談協議会 ふらっと船橋(事務局)
273-0021 船橋市海神1-31-31 ジュネス海神101
Tel 047-495-6777 Fax 047-495-6776
HP <http://flat-funabashi.com>
E-mail flat-funabashi@key.ocn.ne.jp

国策としての差別や偏見

特定非営利活動法人
船橋福祉相談協議会
理事長 官代隆治

今年の講演会及びシンポジウムはテーマを「問われる共生社会」とし、津久井やまゆり園事件を見据えて、「共生社会」とは、そのあり様や実現への課題等について、色んな視点から検証するとともに、自分の言葉で考えてみることを試みました。

世情を震撼させた惨劇も、ともすれば時の経過とともに、人々の脳裏から薄れて行くことが懸念されます。そんな中に、事件の真相はどこまで究明されたでしょうか。未だ審判も始まっていません。容疑者の蛮行について、ほぼ不明というのが現状では。

巷間、容疑者の思想信条について、自白の中に障害者に対する偏見や差別、それを自身がどの程度自覚しているのかは不明ですが、曰く「障害者は不幸

をつくるだけ」、「生きる価値のない」等々、その存在について選別しています。「ヒトラーの思想が下りて来た」との発言も相まって、ナチスの起こした障害者虐殺と通底の惨劇との評も多く聞かれています。

そんな時、一つの新聞記事が目に入りました。東北地方に住む60歳の女性が、昔施された不妊手術について謝罪と損害賠償を国に求め訴訟を起こす、というものです。

これは、「優生保護法」という法律に則り行われたもので、昭和23年に施行された法律です。

主旨は、遺伝性疾患やハンセン病、精神障害などを理由として不妊手術や中絶を認めたもの。つまりは、不良な遺伝のある者の出生を防止し、妊娠や出産による母体の健康を保持することを目的として、とあります。不良な遺伝のある者はこの

世に存在すべきではなく、あつてはならない者。先の女性には知的な障がいがあり、15歳の時に本人の意思などお構いなし、強制的に不妊の手術を受けさせられたとのことでした。

存在する価値のある命とそうでない命を選別し、そうでない命はせん滅を図る。正に津久井やまゆり園事件を起こした容疑者の思考そのものです。この法律は平成8年に、優生思想に基づく部分が削除され、ようやく改正されました。

立法院により成立した法律、それに基づく行為であり、障がい者に対する立派な官製差別、偏見と言えるでしょう。

都下、東村山市にある「多摩全生園」をご存知でしょうか。不治の病として恐れられたハンセン病、この患者を隔離し社会に害の及ばぬようにとの国策に則って作られ



た施設です。この背景には、強制隔離を許容する「らい予防法」がありました。明治時代に端を発するこの法律も、ようやく平成8年に廃止されました。この間、全国に「無らい県運動」が展開され、患者は徹底的に忌み嫌われ、社会から隔離、断絶を強いられました。そればかりか、家族までも迫害と脅迫に晒され、離散を余儀なくされた場合もあつたようです。

障がい者やハンセン病患者に対する非道な仕打ち、それを推進させた「優生保護法」や「らい予防法」。つい最近まで国策として推進、実行されたことは紛れもない事実であり、この事実を忘れてはならないでしょう。

社会を覆ったこれら負の側面、その「しがらみ」から私たちは全く解放されていないのではないのでしょうか。

新聞記事に目を通しながら、

講演会及びシンポジウムを思い起こしていました。

**津久井やまゆり園の事件
が私達に問いかけること**
船橋市健康福祉局
福祉サービス部障害福祉課
課長 杉森 裕子

平成29年11月11日、「問われる共生社会〜津久井やまゆり園の再生をめぐる議論からみえてきたこと〜」という講演会

・シンポジウムが行われました。冒頭の主催者挨拶のなかで、また、ご講演の中で、津久井やまゆり園の事件で被害にあわれた方が匿名で報道されたことの意味について問いかけられました。

社会的な意味で人が「存在する」ということは、自分と自分以外の他者との関係性の中で語られるもので、その人の姿を見たことがあり、その人の名前を知っている、それが他者にと

って「人」を認識する第一歩ではないかと思うのです。

一つのエピソードがあります。お子様の進路について、普通学校に進学するか特別支援学校に進学するか選択に悩まれていたお母様の言葉です。

「特別支援学校に行けば手厚い支援をしていただけることはわかっていきます。でも、特別支援学校に行くとご近所の方にとつてこの子はこの地域にいないのと同じになってしまう。」

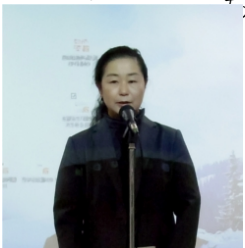
この言葉を聞いたのは10年以上も前のことですが、今回改めてこの言葉の深い意味を考えさせられました。

地域で暮らすということは、地域の住民に顔と名前を認識してもらおうということ。認識してもらおうことで、災害時などに近所の助けも得られやすくなるといった利点があるわけですが、日常的には、あの

お宅には障害者がいるのね、という目で見られるといったご家族にとつてのリスクもあります。

私は施設や特別支援学校を否定するつもりはなく、それは大切な社会資源であり、抛り所だと思つていますが、一方で地域から見えないものとするとは、障害者の家族さえ含む障害のない他者にとつて、障害者の存在を日常の意識の外に追いやること、存在を無いものにするにもなりかねない、とも思うのです。

津久井やまゆり園事件が提起したことは、「安全」ということとともに、「安全」という名のもとに、誰にとつての、そして何を守ろうとしているのか、共に生きるとは何かということへの、私たちが対する問いかけでもあるのではないのでしょうかと思うのです。



共に生きる社会へ、

一歩一歩

神奈川県立保健福祉大学

准教授 在原 理恵

今回、「問われる共生社会」津久井やまゆり園の再生を巡る議論から見えてきたこと」というテーマでお話しする機会をいただきました。シンポジストの皆さんからは率直で心に響くお話を伺い、私自身、学びの多い時間となりましたこと、皆様にお礼申しあげます。今年10月に神奈川県が作成した「津久井やまゆり園再生基本構想」は、園入所者の意思決定支援を丁寧に進めるための具体的な仕組みを明示し、その仕組みを活用して、それぞれの意向に応じた暮らしを実現していけるように、複数の暮らしの場の選択肢を用意する方針を示しています(神奈川県ホームページで全文閲覧できます)。意思決定支援の仕組みや

地域生活を支援する入所施設の拠点的功能、グループホームへのバックアップ策などについては、津久井やまゆり園関係に限定せず、いずれ県の障害福祉施策として対象を一般化していく方向性をもったものとして策定されたこともポイントです。しかし、当日アンケートでもご意見をいただきましたとおり、障害のある人たちが誇りをもって地域社会で生きていくことを可能にするための「ソフト面」について、具体的処方箋を提示しているものではありません。

共生社会づくりを担うのは誰かと言えば、それは私達市民一人ひとりです。誰もが他人事ではなく、わたくし事として、できることをする必要があります。しかし、障害のある人と知り合ったことがない人は、障害者差別や共生というテーマを自分のこととして捉えるの

は難しいでしょう。能力主義が蔓延し、多くの人が生きづらさを感じているこの社会の中、障害のある人がさりげなく地域社会で暮らし、多くの人の身近で市民として生き、多様な関わりの中で自分らしく生きることをこそが、社会の価値観を変えていく力になると確信します。そこには様々な葛藤や困難があるとしても、支援者としては、

障害のある人も障害がない人と同じように『生きる主体』であるということを伝えていく役割が重要です。そのためには、障害のある人を支援関係の中心だけに留めておかないようにすることが必要です。本人を知っている人、理解している人を増やし、応援者を増やし、本人の可能性を広げ、支援者の視野も広げていけると良いと思います。そのことが、意思決定支援を真に意味あるものにするでしょう。支援する者こそつな

がって、誰もがその人らしく力を発揮できるような環境づくりに取り組みでいきましよう。



佐藤氏



清水所長



在原氏

「問われる共生社会」の講演を聞いて考えたこと
千葉県手をつなぐ育成会
権利擁護委員会副委員長
泉 幸江

在原先生のお話の中にあつた言葉です。「人は人との関わりの中で、人になっていく」この言葉はすんなりと私の胸に落ちました。障害者が自分の人生を主体的に生きる、自分の人生の主役になれる可能性が十分であると

理解し確信が持てました。重度の障害を持った息子が一人の市民として普通の市民として生きていける人間になるための知恵であり、方法だと思いません。支援がないと生きられない。障害者を支援する方々には是非気づいてもらいたい。あなたの支援のおかげで、本人は成長し人となっていくことを。

親亡き後、子供に残すもの、それは成年後見人を始めたくさんの方の支援者を準備することだと考えます。その支援者の皆さんにはサービス提供だけではない、本人の人生、人間形成に影響を与えていることを伝えたいと思いました。もちろん親自身にも認識が必要です。

住む場所は生活の安心安全を保障するうえで最も重要な要件ですが、入所施設だけで安全を担保できないことは明白です。いろいろ



んな人が様々な価値観を持つて生きているのが世の中です。多様な価値観、個性を認められる社会を作っていくかなければ障害者の居場所はありません。各々が相手を認め合うことができる社会、地域社会をつくるためには、親も本人も支援者と共に、地域の一員として、人に関わっていくこと、人との対話が大切だと感じました。

**相模原の事件について
3名に話し聞いたこと
にじいろでGO会長**

奈良崎 真弓

私はふらっと船橋のシンポジウムに初めて話しました。今回は障がい者の親や福祉の専門家の人たちは相模原の事件について話し合いをしました。私の中では3名の話しを聞いてすごく良かったです。その中でも一番に印象に残ったことは障がい者を持つお母さんと

福祉の専門家の弁護士のお父さんの話しを聞いて自分の子供が障がい者で重度障がい者がある親の気持ちを聞いたこととで私はすごく涙が出ました。1つ目は重度障がい者だけでなく生きる権利があることをすごく大切なことを親たちの話しを聞いて良かったです。2つ目は重度障がい者があってもコミュニケーションができることと聞きました。私にも今はいないが2番目のお兄ちゃんも重度障がい者だけどコミュニケーションができていました。重度障がい者がコミュニケーションできないと世の中で思っている人たちにもできることを言いたいです。私は今回の相模原の事件で重度障がい者のいる親たちの気持ちが少しだけシンポジウムに参加して理解ができました。もっと私は重度障がい者がいる親たちに入所施設についてなどのことを意

見を聞きたいと思いました。私は今回のシンポジウムに参加してまた新しい出会いの場所になりました。相模原の事件をきっかけとして日本の障がい者権利条約の19条で「町の中で自分らしく生きること」を障がい者の本人や親や支援者たちと話し合っって障がい者の本人が安心できる場所を一緒に考えてほしいと思いました。全国の障がい者がいる親たちと相模原の事件のことを話し合いをやりたいと思いました。最後にシンポジウムに参加していろんなことが勉強になりました。これからも私と友だちになっってください。今回のシンポジウムで私の支援者で参加した田野井さんからのメッセージは次のとおりです。とても中身の濃いシンポジウムだったと思います。

